

[ご契約者控用] (令和6年4月)

「重要事項」説明書

聖家族の家ケアプランセンター

(指定居宅介護支援事業)

社会福祉法人カトリック聖家族会

聖家族の家ケアプランセンター 重要事項説明書

聖家族の家ケアプランセンター(居宅介護支援事業所)がお客様に提供する居宅介護支援にかかわる重要事項は下記の通りです。

1. 当事業所が提供するサービス（居宅介護支援）業務内容及び相談窓口

業務内容	居宅サービス計画作成・調整／介護認定申請代行
相談窓口	河野愛子、廣田博美、山方由香、田原繁治（TEL. 0930-33-5671）

2. 当事業所の概要

(1) 指定番号及びサービス提供地域

事業所名	聖家族の家ケアプランセンター
所在地	福岡県京都郡みやこ町豊津566-2
指定番号	居宅介護支援事業 福岡県4070000346
サービスを提供する地域 京都郡 行橋市 築上町 (上記以外の方でもご希望の方はご相談下さい)	

(2) 職員体制

配置人員	氏名	業務内容	計
管理者	田原繁治	業務管理	1名
介護支援専門員	田原繁治(兼務) 河野愛子、廣田博美、山方由香	サービス計画作成等	4名

(3) 営業時間

月～日	午前8時00分～午後5時00分
-----	-----------------

*緊急電話番号 0930-33-2218

3. 居宅介護支援の申込からサービス提供までの流れと主な内容

サービスの流れ	内容
1. 居宅介護支援の予約	要介護認定見込による支援等
2. 居宅介護支援の契約	契約書作成／重要事項等の説明
3. 居宅サービス計画の原案作成	ご利用者（ご家族）のご希望 サービス事業所等調整
4. 居宅サービス計画の作成	ご利用者（ご家族）の同意
5. 各種居宅サービスの利用	
6. 居宅サービス実施状況確認	状況に応じたサービスの調整

4. 利用料金

(1) 利用料

… 無料（要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付され、自己負担はございません。）

* 保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて介護報酬告示上の額を頂き、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。

このサービス提供証明書を後日被保険者証発行市町村の窓口に提出されますと払戻を受けられます。

(2) 交通費

前記2の(1)の地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は介護支援専門員がおたずねするための交通費の実費を頂く場合があります。[例. 有料道路使用時の料金]

(3) 解約料

解約料金は不要です。

5. 当事業所の居宅介護支援にあたっての運営方針等

(1) 運営方針

イ. ご利用者の心身状況、環境等に応じ、ご利用者の意思を尊重しながら、適切な福祉・保健医療サービスが受けられるよう行います。

ロ. サービス提供に当たりましては、ご利用者の立場に立って公正中立に行います。

ハ. 本事業の運営に当たっては、関係市町村、在宅介護支援センター、居宅サービス事業者、地域包括支援センター等関係機関と連携を行い総合的に行います。

(2) 情報提供時の同意

サービス担当者会議等において、ご利用者又はご家族の個人情報を使用する場合は、事前に文書で同意を得て行います。

(3) 個人の秘密の保持

サービス提供をする上で知り得たご利用者又はそのご家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

(4) 事故発生時の対応

ご利用者へのサービスの提供により事故が発生した場合、家族、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、賠償す

べき内容の事故については、過失の責任割合において賠償を行います。

(5) 居宅介護支援の実施概要

ご利用者の心身状況、環境等を余すことなく分析でき、解決課題を的確に把握することが可能な「包括的自立支援プログラム」を用いて居宅サービス計画(ケアプラン)を作成いたします。

(6) 虐待防止について

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めます。

(7) ハラスメント対策

(1) 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。

(2) 利用者が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

(8) その他

(※ 別紙参照)

6. サービス内容に関する苦情

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および介護サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を下記にて承ります。

[苦情・相談窓口] (当事業所の外にみやこ町、国民健康保険団体連合会、第三者委員でも受け付けます。)

事業所等	窓 口	電 話	F A X
聖 家 族 の 家	総 務 課	0930-33-2218	0930-33-4930
事業所受付時間 8:00~17:00 (FAX. 24時間受付) 年中無休			
み や こ 町	保 険 福 祉 課	0930-32-2516	0930-32-8034
行 橋 市	介護保険課介護保健係	0930-25-1111	0930-25-0299
苅 田 町	保険健康課介護保健係	093-434-5544	093-436-3014
築 上 町	福祉課高齢者福祉係	0930-56-0300	0930-56-1405
福岡県介護保険広域連合 豊築支部		0979-84-1111	0979-84-1116
国民健康保険団体連合会	介護保健課サービス相談係	092-642-7859	092-642-7857

* 上記の他に各市町村の介護保険担当窓口、福岡県運営適正化委員会(092-915-3511)でも受け付けています。

7. 苦情解決の体制

サービス提供に係わる苦情について適切に対応するため、苦情解決責任

者、苦情受付担当者及び第三者委員を設置しています。

苦情受付担当者	(併設特養相談員) 春日
苦情解決責任者	(併設特養施設長) 古賀
第三者委員	(法人監事) 中村武志 (民生委員) 今井美代子 0930-33-3292 0930-33-4016

(別紙) 居宅介護支援業務の実施方法等について

1. 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成について

- (1) 居宅介護支援に際しては、懇切丁寧に行うものいたします。また、居宅サービスの提供方法等について、分かりやすい説明を心掛けます。
- (2) ご利用者の居宅をお伺いして、ご本人およびご家族と面談を実施することにより、有する能力、生活環境、解決すべき課題を適切に把握し、ご利用者が自立した日常生活を営むことが出来るように支援いたします。
- (3) 居宅サービスについて、理由なく特定の種類、事業所（法人）に偏るような、誘導または指示をいたしません。
- (4) ご利用者が希望されるサービス内容や地域等をお伺いした上で、市町村の「事業所一覧表」や「介護サービス情報公表システム」などを最大限活用し、ご利用者自らの意思による選択に資するように、ご希望に沿った事業所（サービス）を複数提示いたします。
- (5) ご利用者から、複数のサービス事業所を求めていることや、ケアプランに位置付けたサービス事業者の選定理由の詳細を求めていることができます。
- (6) ケアプランを作成した際は、その内容について上記を含めた説明を行い、ご同意をいただいた後に作成したケアプランを提供いたします。また、ご理解およびご同意をいただいたことについては、ご利用者または身元引受の方から確認の署名をいただきます。

2. サービス実施状況の把握について

- (1) 一月に一回以上、ご利用者の居宅をお伺いして、サービス実施状況の把握（モニタリング）を実施いたします。
- (2) 必要に応じてケアプランの変更や居宅サービス事業者との調整等を実施いたします。
- (3) ご利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難になったと判断された場合や介護保険施設への入所等を希望される場合には、介護保険施設に関する情報を提供いたします。

3. 要介護認定その他の支援について

- (1) ご利用者の要介護認定または要支援認定の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう支援いたします。また、ご利用者が希望される場合は、要介護または要支援認定の申請を代行いたします。
- (2) 当事業所以外の居宅介護支援事業所を希望された際は、直近のケアプランやその実施状況等について、希望された情報を滞ることがないように提供し、引継ぎが円滑に進むように支援いたします。
- (3) 居宅介護支援事業では、法的に義務付けられた外部への情報提供が発生する場合がございますのでご了承お願いいたします。（※ご利用者入院時の当該医療機関との連携等）

以上